

## 豊中市妊婦支援給付金における支払方法に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦支援給付金に関し、豊中市（以下「市」という。）における支払方法に関する取り扱いを示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦支援給付金 法第10条の12第1項に規定する給付金をいう。
- (2) 妊婦支援給付金（1回目） 妊婦支援給付金のうち、法第10条の9第1項に規定する妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けた後遅滞なく支給される給付をいう。
- (3) 妊婦支援給付金（2回目） 妊婦支援給付金のうち、市において妊婦給付認定を受けた者が法第10条の13第1項の規定による届出（以下「胎児の数の届出」という。）を行った後に支給される給付をいう。
- (4) 申請等 妊婦支援給付金の給付を受けるために、妊婦給付認定の申請又は胎児の数の届出を行うことをいう。
- (5) 申請者等 前号の申請等を行った者をいう。
- (6) マチカネポイントアプリ 豊中市デジタル地域ポイント実施要綱第4条に規定するスマートフォン専用アプリをいう。
- (7) はぐくみポイント 豊中市デジタル地域ポイント実施要綱第2条第1号に規定するポイントをいう。

(対象者)

第3条 この要綱に定める支払方法による給付を受けることができる申請者等は、申請日時時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による市の住民基本台帳に記録されており、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠に対して、他の市町村から当該の妊婦支援給付金の支給を受けた場合は対象外とする。

- (1) 妊婦支援給付金（1回目）
  - ① 妊娠届出を令和8年(2026年)1月1日以降に行った者
  - ② 妊娠届出前に流産・死産又は人工妊娠中絶した者で、産科医療機関の医師等による胎児心拍の確認日が令和8年(2026年)1月1日以降である者
- (2) 妊婦支援給付金（2回目）
  - ① 令和8年(2026年)1月1日以降に出産した者
  - ② 産科医療機関の医師等により流産・死産となった日が令和8年(2026年)1月1日以降と診断された者又は人工妊娠中絶した日が令和8年(2026年)1月1日以降と証明された者

(支払方法等)

第4条 申請者等は、妊婦支援給付金（1回目）および妊婦支援給付金（2回目）の支払について、次の各号のいずれの方法によるかを選択しなければならない。

- (1) 申請者等が指定する金融機関の口座に振り込む方法（以下「口座振込」という。）ただし、口座振込が困難な場合であって、市長が特にその必要があると認める場合にあっては、窓口で現金を交付する方法とする。
  - (2) マチカネポイントアプリを介してはぐくみポイントを付与する方法
- 2 申請者等が申請等をする際に選択した支払方法について、申請等の後に変更することはできないものとする。
- （妊婦支援給付加算金）
- 第5条 市は、妊婦支援給付金の支払について前条第1項第2号に掲げる方法を選択した申請者等に対し、次の各号に掲げる妊婦支援給付金と併せて、当該各号に定める額の豊中市妊婦支援給付加算金（以下「加算金」という）を支給するものとする。
- (1) 妊婦支援給付金（1回目） 5,000はぐくみポイント
  - (2) 妊婦支援給付金（2回目） 胎児の数に5,000はぐくみポイントを乗じて得た額
- 2 加算金は、マチカネポイントアプリを介してはぐくみポイントを付与する方法により支払うものとする。
- （その他）
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支払方法に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年(2026年)1月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の日前（以下「施行日」という。）に法第10条の14第1項の規定による妊婦支援給付金（同項の規定により妊婦給付認定後遅滞なく支払われる50,000円に限る。）の支払の申請を行った者であって、かつ、施行日以後妊婦支援給付金（2回目）の支給の対象者となる者のうち、第4条第1項第2号に掲げる方法を選択したものに対し、第5条第1項第2号に規定する妊婦支援給付金（2回目）における加算金と併せて5,000はぐくみポイントをマチカネポイントアプリを介して支給する。